

次のとおり条件付一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告します。

令和2年5月12日

収支等命令者

佐賀県産業労働部ものづくり産業課長 林 靖生

1 入札に付する事項

- (1) 業務委託名 さがものづくり道場（機械系コース）に係る業務委託
- (2) 業務の仕様等 入札説明書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和3年2月28日まで
- (4) 履行場所 佐賀県産業労働部ものづくり産業課が認めた場所
- (5) 予算額 1,252千円

2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる全ての要件を満たし、佐賀県知事の入札参加資格の確認を受けた者であること。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがな

されている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

（４）開札の日の６か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。

（５）佐賀県発注の契約に係る指名停止処分又は入札参加資格停止処分を受けている者でないこと。

（６）自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札手続等に関する事項

（１）担当課

郵便番号 840-8570

佐賀市城内一丁目 1 番 59 号

佐賀県産業労働部ものづくり産業課 ものづくり推進担当（新館 9 階）

電話番号 0952-25-7421

F A X 番号 0952-25-7282

電子メールアドレス monodukurisangyou@pref.saga.lg.jp

(2) 入札説明書及び入札関連様式等の交付方法及び交付期間

令和 2 年 5 月 1 2 日（火曜日）から令和 2 年 5 月 1 5 日（金曜日）まで佐賀県ホームページ（<https://www.pref.saga.lg.jp/>）に掲載する。

(3) 入札参加資格の確認

ア 入札に参加しようとする者は、イの提出期限までに別に定める入札参加資格確認申請書に入札説明書に規定する書類を添付した上で、(1) まで郵送し、又は持参し、入札参加資格の確認を受けること。

イ 提出期限

令和 2 年 5 月 1 5 日（金曜日）午後 5 時（郵送の場合には、令和 2 年 5 月 1 5 日（金曜日）午後 5 時までに必着のこと。）

期限までに提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 提出された書類を担当課で審査した結果、入札参加資格を有すると認められる者を入札の参加者（以下「入札者」という。）とする。

エ 入札参加資格の確認結果は、令和 2 年 5 月 1 9 日（火曜日）までに通知する。

(4) 入札者の資格の喪失

入札者は、入札日時までにおいて、次のいずれかに該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとする。

ア 入札者について、仮差押え、仮処分、競売、破産、更生手続開始、特別清算開始又は再生手続開始の申立てがなされたとき。

イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。

ウ 自己又は自社の役員等が、2の(6)のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は2の(6)のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

エ 佐賀県発注の契約に係る指名停止処分又は入札参加資格停止処分を受けたとき。

オ その他本委託契約について、契約を履行することが困難になるとみられる事由が発生したとき。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年5月20日(水曜日)午前10時

なお、変更の場合は、入札者に対し別途連絡する。

イ 場所

佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県庁新館9階 中南会議室

なお、変更の場合は、入札者に対し別途連絡する。

ウ 入札方法

入札者の直接持参による入札とする。

(6) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。

(7) 入札保証金

ア 入札書の提出期限までに、佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号。

以下「規則」という。)第103条第1項の規定に基づき、見積る契約金額(取引に係る消費税額及び地方消費税額を含む金額)の100分の5以上に相当する金額の入札保証金を納付すること。

イ 入札保証金の納付に代えて、規則第 104 条第 1 項の規定に基づき、次の(ア)から(カ)までに掲げる価値の担保を供することができる。

(ア) 国債又は地方債 額面金額（割引債券にあっては、時価見積額）

(イ) 日本政府の保証する債券又は確実と認められる社債 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の 10 分の 8 以内で換算して得た金額

(ロ) 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手（佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関のものに限る。） 券面金額

(リ) 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 券面金額（手形の満期の日が当該手形を提供した日から 1 月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額）

(ル) 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権 債権証書に記載された金額

(レ) 銀行又は確実と認められる金融機関の保証 その保証する金額

ウ 佐賀県を被保険者とする入札保証保険契約（見積る契約金額の 100 分の 5 以上）を締結し、その証書を提出する場合は、入札保証金の納付を免除する。

(8) 入札方法に関する事項

ア 入札は、入札書により、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札をする場合は、入札前に委任状を提出するものとする。

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）に 100 分の 110 を乗じて得た金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額に110分の100を乗じて得た金額を入札書に記載すること。

ウ 入札価格の表示はアラビア数字を用い、頭初に「金」を、末尾に「円」を記入し、又は頭初に「¥」の記号を、末尾に「 」の記号を付記すること。

(9) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札候補者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときには、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者となるべき者の当該入札価格では契約の履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある等、著しく不相当であると認めるときは、調査のうえ、その者を落札者としなないことがある。

ウ 第1回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札(第1回目を含め2回を限度)を行う。

(10) 入札の無効

入札参加資格の確認において虚偽の申告を行った者の入札及び次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出

した者

オ 入札価格の記載において(8)のウの要件を満たさない入札書を提出した者

カ 入札書の金額を訂正したものを提出した者

キ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者

ク 民法(明治29年法律第89号)第95条により無効と認められるものを提出

した者

ケ 1人で2以上の入札をした者

コ 代理人でその資格のない者

サ 上記に掲げるもののほか、競争入札の条件に違反した者

(11) 入札の撤回等

入札者は、その提出した入札書の撤回、書換え又は引替えをすることはできない。

(12) 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合は、これを中止する。

なお、この場合における損害は入札者の負担とする。

(13) 落札の無効

落札者は、落札の通知を受けた日から、原則として2週間以内に契約を締結しなければ、その落札は無効とする。

4 その他

(1) 契約書の作成の要否 要

(2) 契約保証金

ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。

イ 契約保証金の納付に代えて、規則第116条の規定に基づき、3の(7)のイ

に掲げる価値の担保を供することができる。

ウ 佐賀県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合は、契約保証金を免除する。

（ 3 ）入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報、県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

（ 4 ）談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、その全てを公表することがある。

（ 5 ）談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約を締結しないことがある。

なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。

（ 6 ）個人情報取扱特記事項に違反した場合は、入札参加資格停止等の措置を講ずることがある。

（ 7 ）本業務に従事する者又は従事していた者が、本業務に関して知り得た個人情報を不正に提供又は盗用した場合などは、佐賀県個人情報保護条例（平成 13 年佐賀県条例第 37 号）上の罰則規定（第 44 条及び第 45 条）及びこれらの違反行為に関する両罰規定（第 47 条）に基づき処罰されることがある。

（ 8 ）本入札執行については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）地方自治法施行令及び規則の定めるところによる。

（ 9 ）仕様書の記載内容の無断転載及び本業務に係る契約以外の目的で使用することを禁止する。

（ 10 ）この入札に関する手続きに要する費用の一切は、参加希望者の負担とする。

（ 11 ）詳細は入札説明書による。